



# 炭酸飲料を充てんするためのガラス びんの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認49産第7949号・昭和49年11月7日

禁止基準

## 炭酸飲料を充てんするためのガラスびんの認定基準及び基準確認方法

- 適用範囲** この基準は、炭酸飲料を充てんするためのガラスびん（内容積が0.4リットル以上のもの）であって、温度20度におけるゲージ圧力が2.5キログラム毎平方センチメートル以上で炭酸飲料を充てんすることを目的として設計したものに限るものとし、使用後回収されたものを除く。以下「炭酸飲料を充てんするためのガラスびん」という。）について適用する。
- 安全性品質** 炭酸飲料を充てんするためのガラスびんの安全性品質、次のとおりとする。

認 定 基 準		基 準 確 認 方 法																					
1	ガラスびんの形状は丸びんであること。	1	目視により確認すること。																				
2	ガラスびんを水平な台に置き、びん底の中心線を通る垂直線を回転軸として360度回転させたとき、口部外縁の水平面上の全偏位置は6.5ミリメートルを超えないこと。	2	ダイヤルゲージ等により測定して確認すること。																				
3	平らな台に置いたとき、底の中央部が台に接触しないこと。	3	目視により確認すること。																				
4	割れ、口かけ等の欠点がないこと。	4	目視により確認すること。																				
5	最小肉厚は、次の表に適合すること。ただし、危険防止被膜処理を行ったものは、この限りでない。	5	日本工業規格S2301（昭和49年）炭酸飲料用ガラスびん肉厚測定方法により確認すること。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">胴 径</th> <th colspan="2">内容物の圧力（温度20度）</th> </tr> <tr> <th>2.5キログラム 毎平方センチメートル 以上</th> <th>4.0キログラム 毎平方センチメートル 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4.0 " 未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70ミリメートル 未 満</td> <td>1.5ミリメートル以上</td> <td>1.9ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>70"以上 80"未満</td> <td>1.7 " 以上</td> <td>2.2 " 以上</td> </tr> <tr> <td>80"以上 90"未満</td> <td>1.9 " 以上</td> <td>2.5 " 以上</td> </tr> <tr> <td>90"以上</td> <td>2.1 " 以上</td> <td>2.8 " 以上</td> </tr> </tbody> </table>		胴 径	内容物の圧力（温度20度）		2.5キログラム 毎平方センチメートル 以上	4.0キログラム 毎平方センチメートル 以上		4.0 " 未満		70ミリメートル 未 満	1.5ミリメートル以上	1.9ミリメートル以上	70"以上 80"未満	1.7 " 以上	2.2 " 以上	80"以上 90"未満	1.9 " 以上	2.5 " 以上	90"以上	2.1 " 以上	2.8 " 以上	6	日本工業規格S2305（昭和49年）炭酸飲料用ガラスびんのひずみ測定方法により確認すること。
胴 径	内容物の圧力（温度20度）																						
	2.5キログラム 毎平方センチメートル 以上	4.0キログラム 毎平方センチメートル 以上																					
	4.0 " 未満																						
70ミリメートル 未 満	1.5ミリメートル以上	1.9ミリメートル以上																					
70"以上 80"未満	1.7 " 以上	2.2 " 以上																					
80"以上 90"未満	1.9 " 以上	2.5 " 以上																					
90"以上	2.1 " 以上	2.8 " 以上																					
6	ひずみは、日本工業規格S2305（昭和49年）炭酸飲料用ガラスびんのひずみ測定方法4.2.2又は4.3.2に規定するひずみ番号4を超えないこと。ただし、危険防止被膜処理を行ったガラスびんについては、この限りでない。	6	日本工業規格S2305（昭和49年）炭酸飲料用ガラスびんのひずみ測定方法により確認すること。																				

認 定 基 準	基 準 確 認 方 法								
<p>7 耐内圧力強度は、次の表に適合すること。 たゞし、危険防止被膜処理を行ったびんについては、そのびんに充てんされることとなる炭酸飲料又はこれと同割合の炭酸ガスを含有する炭酸水をそのびんに通常充てんする場合における内圧力の下で通常の量だけ充てんし、温度40度の温水槽に入れ、30分間保持して割れないこと。</p> <table border="1" data-bbox="292 629 767 949"> <thead> <tr> <th>内容物の圧力 (温度20度)</th> <th>1分間耐内 圧力強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5 キログラム 毎平方 センチメートル 以上</td> <td>15.0 キログラム 毎平方 センチメートル 以上</td> </tr> <tr> <td>4.0 " 未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.0 " 以上</td> <td>20.0 " 以上</td> </tr> </tbody> </table>	内容物の圧力 (温度20度)	1分間耐内 圧力強度	2.5 キログラム 毎平方 センチメートル 以上	15.0 キログラム 毎平方 センチメートル 以上	4.0 " 未満		4.0 " 以上	20.0 " 以上	<p>7(1) 危険防止被膜処理を行っていないガラスびんについては、日本工業規格S2302(昭和49年)炭酸飲料用ガラスびんの耐内圧力試験方法3.1の通過試験により確認すること。</p> <p>(2) 危険防止被膜処理を行ったびんについては、槽内の温度を均一にする装置をもった温水槽を用いることにより確認すること。</p>
内容物の圧力 (温度20度)	1分間耐内 圧力強度								
2.5 キログラム 毎平方 センチメートル 以上	15.0 キログラム 毎平方 センチメートル 以上								
4.0 " 未満									
4.0 " 以上	20.0 " 以上								
<p>8 熱衝撃強度は、42度の温度差で試験したとき割れないこと。</p> <p>9 危険防止被膜処理を行ったびんについては、そのガラスびんに充てんされることとなる炭酸飲料又はこれと同割合の炭酸ガスを含有する炭酸水をそのガラスびんに通常充てんする場合における内圧力の下で通常の量だけ充てんし、温度25度に均一になるまで保持したのち、高さ75センチメートルから床に水平落下させたとき、割れたガラスの破片の95質量パーセント以上が1メートル以内にあること。</p> <p>10 ガラスびんは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3器具及び容器包装A器具もしくは容器包装又はこれらの原材料の規格の14に規定する基準に適合していること。</p>	<p>8 日本工業規格S2304(昭和49年)炭酸飲料用ガラスびん熱衝撃試験方法3.1の通過試験により確認すること。</p> <p>9 温度を均一にする装置を有する温水槽又は空気浴によりびんを温度25度に保ち、表面がなめらかで厚さ20センチメートル以上のコンクリート床に75センチメートルの高さから水平落下させ、落下した地点を中心として半径1メートル以内にある破片の重量の総計が、びんの重量の95パーセント以上であることをはかりにより測定して確認すること。</p> <p>10 食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準の第3器具及び容器包装A器具もしくは容器包装又はこれらの原材料の規格の14に規定する試験方法により確認すること。</p>								

3. 表 示 炭酸飲料を充てんするためのガラスびんの表示は、次のとおりとする。

認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号</p> <p>(2) 製造年又は輸入年若しくはその略号</p>	<p>1 目視及び触感により確認すること。</p>

禁止複製